

通級による指導（SSW）

【目的】

- 生活や学習上の困難を改善又は克服する
- 生徒の自立と社会参加につながる指導を進める
- 生徒が在籍学級において、より良く適応する

【目標】

なりたい自分になる

【実施】

- ・ 授業は、心のサポート室で行う。
- ・ 教育課程に「加える」かたちで、週1時間、火・水・木・金曜日いずれかの7時間目を実施する。
- ・ 目標に合わせ、より効果的な指導形態（個別・集団）で行う。
- ・ 生徒が立てた目標達成に向け、担当教員とともに解決策を考えて取り組んでいき、どれだけ「なりたい自分に近付けたのか」「どのような取り組みをしたのか」を自己評価し、振り返りを行う。担当教員は、生徒の授業の取り組み、自己評価、振り返りをもとに年間の評価を行う。
- ・ 通級担当者は、担任・学年・心のサポート委員会と情報を共有する。

【内容】

- ・ 学校生活の予定（手帳の活用）
- ・ 手帳の使い方
- ・ 配布物（各教科のプリント類）の整理
- ・ 定期考査へ向けての提出物の確認
- ・ 勉強の計画
- ・ 「なりたい自分」を考える
- ・ 1分間スピーチ
- ・ セルフアドボカシー能力の向上 など

【成績】

1. 他の授業と同様、通級による指導は単位を認められる。増加単位として認められるので、原級留置の対象とはならない。年度をまたいで単位修得も認められるため、欠席が多かったり1年間の学習について不十分であったりしても、次の年度での単位認定が可能である。
2. 他の教科とは違い、数字での評価ではなく文章表記による評価となる。
3. 学校で保管する指導要録（取得単位数等を記載したもの）と調査書（進路先に送るもの）には、自立活動として明記し修得単位数と評価を記載する。

【期待される効果】

学校での学習・生活が、スムーズに送れるようになる。そうすることで、学習意欲・自己肯定感の向上が期待され、二次障害（不登校・生徒間トラブル等）の未然防止に繋がる。

【参加手順】

合格者説明会で行われるガイダンスでの周知と同時に全保護者・生徒へアンケート配布。面談等で相談や意思確認を行い、1学期に生徒の実態把握を実施。校内委員会を経て実施の可否を決定し、2学期より授業を開始する。それ以降に希望する場合は、面談等の実施と校内員会を経て決定する。ただし、入級できなくても全校体制でのサポートは引き続き実施する。

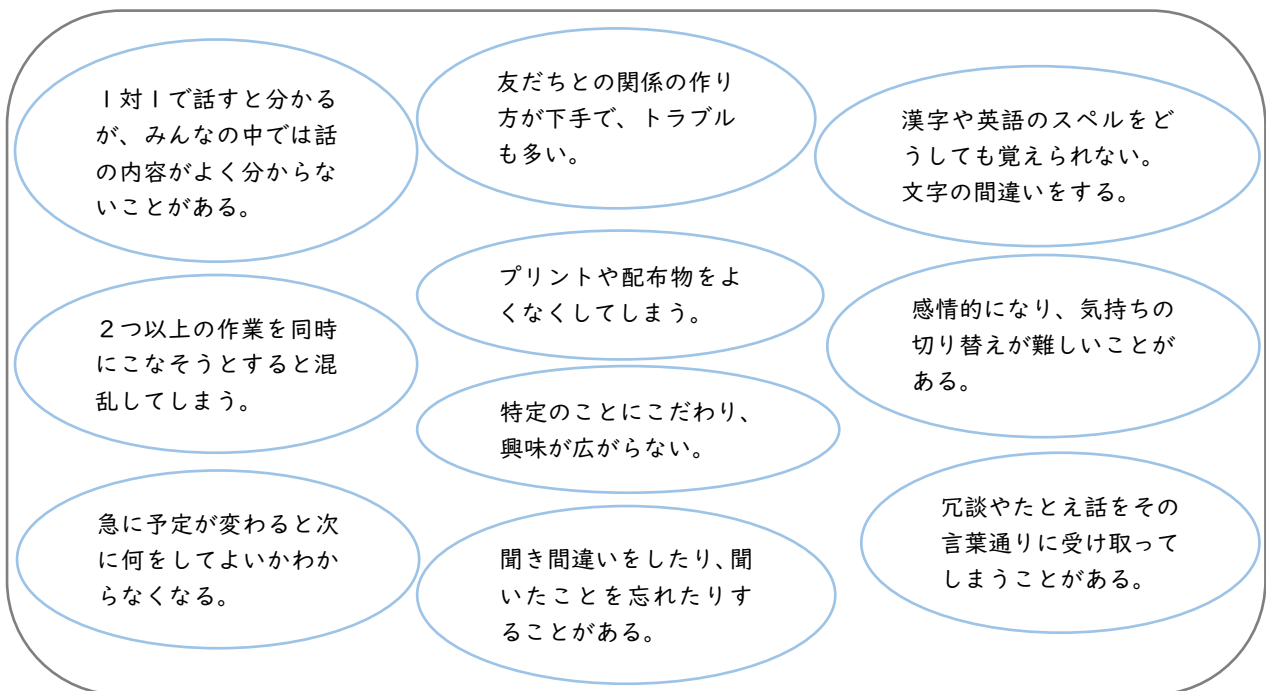
【卒業後】

令和3年に障害者差別解消法が改正し、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について規定された。令和6年4月からは、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。自ら申し出る必要があるが、合理的配慮を提供してもらうための根拠資料として、

1. 障害者手帳の種別・等級・区分認定
2. 適切な医学的診断基準に基づいた診断書
3. 神経心理学的検査の結果、学内外の専門家の所見
4. 高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等

が必要となり、通級による指導を受けていることが、上記4.の材料となる。合理的配慮を提供してもらうことで、進路先での生活がし難い環境となることを防ぐことができる。

【対象】



本人の努力だけでは解決できない学習や生活上の困難さを抱えていることがある

このような困難さを抱えている生徒の学校生活の充実や卒業後の進路実現のためには、周囲の理解と適切な支援が必要。

